

年末調整 Q & A

『間違いやすい事例総チェック』

2009年11月25日

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス労務研究所

社会保険労務士 坂本 旭子

年末調整Q&A 間違いやすい事例総チェック

本日のプログラム構成

各種申告書を従業員から入手



各種書類の内容をチェック

Super Stream へ入力を行う前に書類の不備、不明点についてチェック
年末調整Q & A で要点チェック！(アクタス)

Super Streamにて年末調整の実施

Super Stream - PR + を使った年末調整の操作おさらい・ポイント解説
本日のメイン(エス・エス・ジェイ)

年末調整 Q & A

『間違いやすい事例総チェック』



～ 年末調整業務を行う上での応用知識～

「年の途中で主たる給与に変わったとき」



本年中途で乙欄や丙欄適用から甲欄適用になった人の年末調整の対象になる給与はどの範囲でしょうか？



「年の途中で主たる給与に変わったとき」



本年中途で乙欄や丙欄適用から甲欄適用になった人の年末調整の対象になる給与はどの範囲でしょうか？

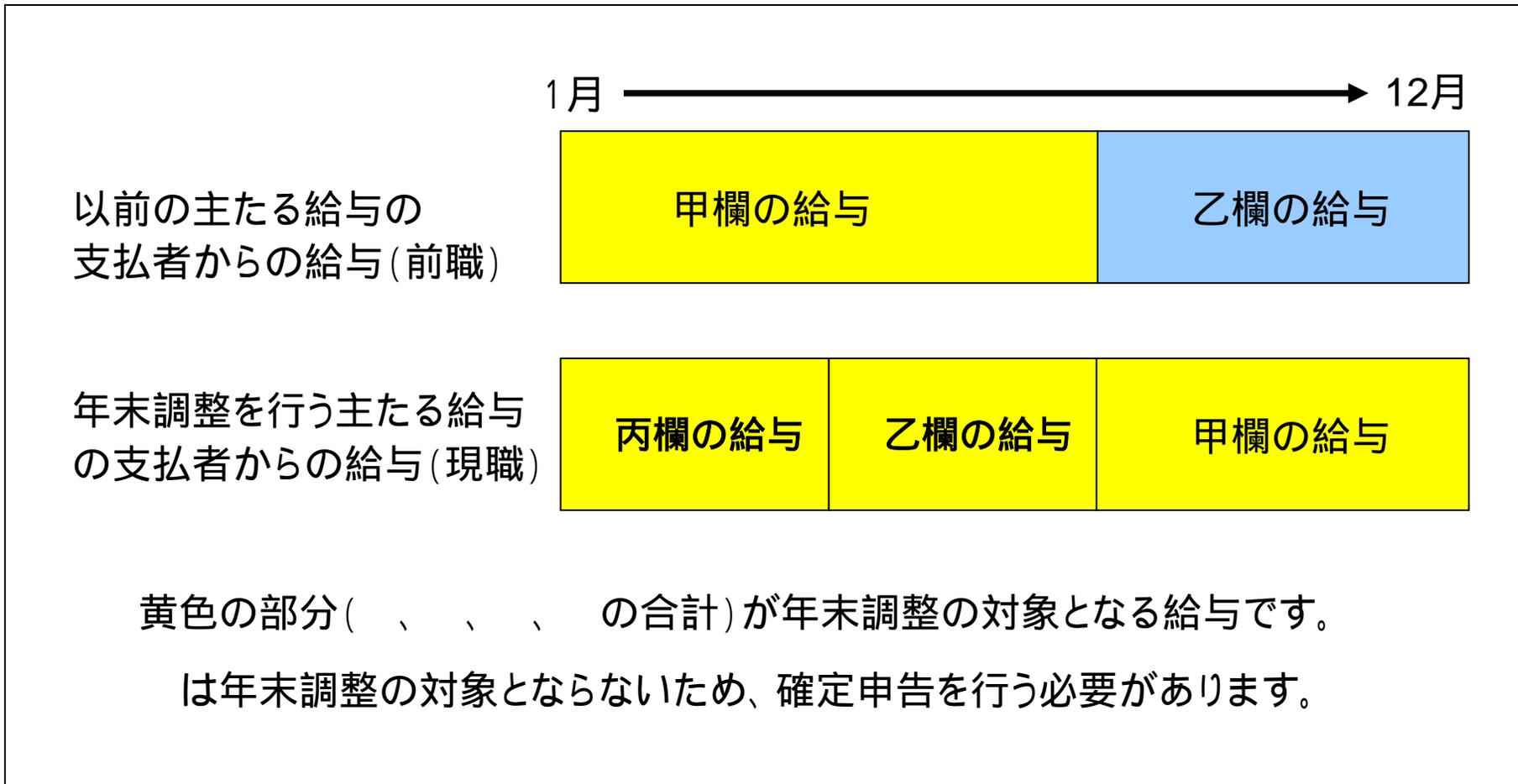


本年中途で乙欄や丙欄から甲欄適用になったときは、甲欄適用の給与だけでなく、乙欄や丙欄適用の給与も年末調整の対象となります。

ただし、以前の「主たる給与の支払者」から支給されていた給与については、甲欄適用の給与だけが年末調整の対象に含まれ、乙欄や丙欄適用の給与については年末調整の対象には含まれません。



「年の途中で主たる給与に変わったとき」



「年の途中で受けた退職金」



本年の途中で会社を退職し、退職金を得た配偶者について、控除対象配偶者の所得要件はどのようになるのでしょうか？





本年の途中で会社を退職し、退職金を得た配偶者について、控除対象配偶者の所得要件はどのようになるのでしょうか？



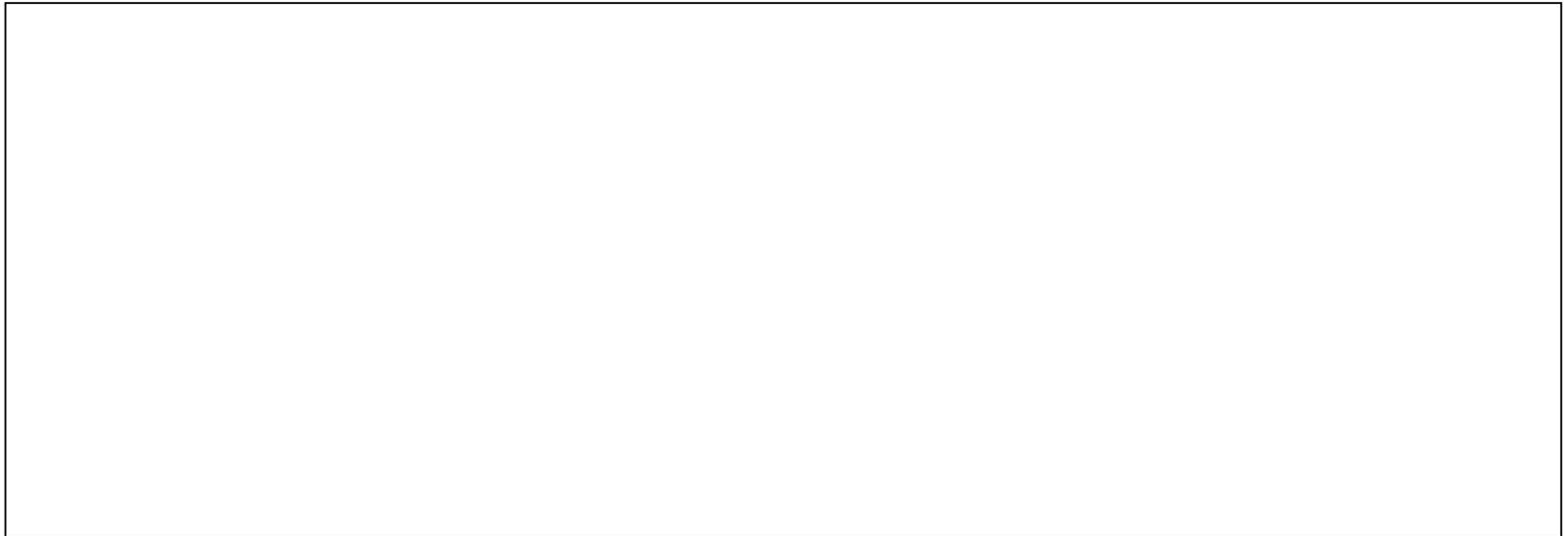
配偶者が退職金の支払いを受けているときは、「退職金の収入金額」から「退職所得控除額」を差し引いた残額の「2分の1相当額」が「退職所得」となりますので、所得金額の要件を満たしているか否かはこの金額を含めたところで判定します。

本年中途で会社を退職し、以後に収入がない配偶者であっても、本年1月から退職時までには得た所得によって控除対象配偶者に当たるかどうかを判定します。退職金を受けているときは、「給与所得」(給与収入額 - 給与所得控除額65万円) + 「退職所得」(算出方法は上記の通り) = 38万円以下であれば、控除対象配偶者となります。





配偶者が労災保険や雇用保険からの給付金や厚生年金、国民年金からの年金を受けているとき、控除対象配偶者の所得要件はどのように判定すればよいのでしょうか？





配偶者が労災保険や雇用保険からの給付金や厚生年金、国民年金からの年金を受けているとき、控除対象配偶者の所得要件はどのように判定すればよいのでしょうか？



労災保険や雇用保険から支払われる各種給付は非課税とされ、所得金額に含めません。障害年金、遺族年金等も非課税です。ただし、国民年金や厚生年金として支払われる年金のうち、老齢基礎年金等は雑所得とされます。

老齢基礎年金等を受給している配偶者については、他に収入がなければ年金収入158万円以下(65歳未満の場合は108万円以下)であれば合計所得が38万円以下となり、控除対象配偶者として配偶者控除が受けられます。



「後期高齢者医療制度の保険料」



同居している母親の後期高齢者医療制度の保険料を、本人(子)が支払っているときは、この保険料を本人(子)の年末調整時に社会保険料控除の対象にすることはできますか？





同居している母親の後期高齢者医療制度の保険料を、本人(子)が支払っているときは、この保険料を本人(子)の年末調整時に社会保険料控除の対象にすることはできますか？



本人(子)と生計を一にする親族が負担することとなっている社会保険料を、本人(子)自身が支払った場合には、本人(子)の社会保険料として控除することができます。

平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度の保険料については、公的年金等の支給額が一定以上の場合には年金から天引き(特別徴収)され、特別徴収の対象とならない場合には、納付書で納付(普通徴収)することになります。**特別徴収の場合は、母親の年金から天引きされるため、本人の社会保険料控除の対象とはなりません**が、普通徴収で本人(子)が支払っていれば、本人(子)の社会保険料控除の対象となります。(口座振替の場合も同様です。)



「借入金が連帯債務となっているとき」



住宅借入金等が連帯債務になっているときには、住宅借入金等特別控除額はどのように記入および計算をすればよいのでしょうか？



Blank area for calculation or answer.

「借入金が連帯債務となっているとき」



住宅借入金等が連帯債務になっているときには、住宅借入金等特別控除額はどのように記入および計算をすればよいでしょうか？



次の算式により、控除を受ける人が負担する年末残高を計算します。

連帯債務による
住宅借入金等の
年末残高(円)

×

控除を受ける人
が負担すべき割合

=

連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち
控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高(円)



また、申告書の備考欄に、他の連帯債務者から負担額に関する文言、住所・氏名の記載、押印を受ける必要があります。

間違いやすい事例総チェック

「借入金が連帯債務となっているとき」

5

【記載事例】

平成21年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

趣向 税務署長	給与支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 田中三郎	本人 あなたの住所 又は居所 東京都港区芝5-8-1
給与支払者の所在地(住所) 東京都千代田区 大手町1-3-3			
新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算		
借入金等の年末残高 9,750,000	増改築等に係る借入金等の年末残高 19,500,000		
特定増改築等の特 別控除額 97,500			

連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高

備考
私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高19,500,000円のうち9,750,000円を負担することとしています。
東京都港区芝5-8-1 田中恵美
連絡先: 新宿区三栄町24 株式会社

連帯債務による住宅借入金等の年末残高

平成21年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

108-8401
東京都港区芝5-8-1
田中三郎 様
平成21年10月15日
芝 税務署長 財務事務官〇〇〇

新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
居住開始年月日	平成20年9月15日	居住開始年月日	平成20年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	増改築等の費用の額	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	100.00	②のうち居住用部分の費用の額	
借又は借のうちの居住用部分の床面積又は面積	100.00	特定増改築等の費用の額	
		(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	100,000

「納付後に発見した過大納付」



年末調整を誤り、所得税を徴収しすぎたことが納付後に判明したときはどうすればよいでしょうか？



Blank area for writing the answer to the question.

「納付後に発見した過大納付」



年末調整を誤り、所得税を徴収しすぎたことが納付後に判明したときはどうすればよいでしょうか？



過誤納付が発生した場合は、「源泉所得税の誤納額充当届出書」を所轄税務署長に提出して、過誤納金に相当する金額を、届出書を提出した日以後に納付することになる給与に対する源泉徴収税額に充当するか、または「源泉所得税の誤納額還付請求書」を提出して現金で還付を受けるかの、いずれかの方法を選択することになります。



「保険金受取人が扶養親族でないとき」



保険金受取人を扶養親族でない母親にしているときは、一般の生命保険料として生命保険料控除の対象になるのでしょうか？



A large empty rectangular box, likely intended for a handwritten answer or note.

「保険金受取人が扶養親族でないとき」



保険金受取人を扶養親族でない母親にしているときは、一般の生命保険料として生命保険料控除の対象になるのでしょうか？



生命保険料控除を受けることができる一般の生命保険料は、保険金の受取人が民法上の規定による親族であればよいことになっていますので、「生計を一にしている」「同居している」「扶養親族に当たる人である」などといった要件は必要とされていません。したがって、保険金の受取人が親族であれば、その保険料は、一般の生命保険料として生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の対象となるのは、保険金の受取人を**その給与所得者本人**か、**その配偶者その他の親族**とする生命保険料契約等に基づく保険料や掛金とされています。



「配偶者の年間所得見積額の異動」



配偶者特別控除申告書に記載された配偶者の所得金額(給与所得)に異動が生じたときはどうすればよいでしょうか？





配偶者特別控除申告書に記載された配偶者の所得金額(給与所得)に異動が生じたときはどうすればよいでしょうか？



配偶者の本年の合計所得金額がいくらになるか不明であれば、前年の所得金額等を参考に本年の所得金額を見積もり、その見積額によって配偶者特別控除額を算出します。後日その見積額に異動が生じた場合には、そのときに配偶者特別控除申告書を再提出して、年末調整をやり直すか、その給与所得者本人が翌年に確定申告をして精算することになります。



ご連絡先

アクタスマネジメントサービス(株) アクタス労務研究所

〒107-0052

東京都港区赤坂3丁目2番12号 赤坂NOAビル6階

【 TEL 】 03-3224-8800

【 FAX 】 03-5575-3331

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>